

### 第3 東京都立中等教育学校及び東京都立中学校応募資格審査取扱要項

平成29年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定に関する実施要綱及び海外帰国・在京外国人生徒入学者決定に関する実施要綱それぞれの第3-2の規定に該当している者の応募資格審査の取扱いはこの要項の定めるところによる。

#### 【特別枠募集・一般枠募集】

- 1 都内在住者で都外の小学校等に在学している者 …………… 46ページ
- 2 都外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者 …………… 47ページ
- 3 海外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者 …………… 48ページ

#### 【海外帰国・在京外国人生徒枠募集】

- 1 都内在住者で都外の小学校等に在学している者 …………… 49ページ
- 2 都外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者 …………… 50ページ
- 3 海外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者 …………… 51ページ

## 【特別枠募集・一般枠募集】

### 1 都内在住者で都外の小学校等に在学している者

#### 一 応募資格

次の(1)及び(2)に該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程を平成29年3月に卒業又は修了する見込みの者
- (2) 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下「保護者」という。）と共に都内に住所を有し、入学後も保護者と同居し、引き続き都内から通学することが確実な者

#### 二 出願方法

##### (1) 提出期間

出願受付期間とする（出願受付期間に志願する都立中等教育学校及び都立中学校が指定する郵便局に必着するよう、郵送（郵便局留）による出願のみ）。

##### (2) 提出先

志願する都立中等教育学校及び都立中学校の校長（窓口への直接の出願は認めない。）

##### (3) 出願に要する書類等

ア 特別枠募集、一般枠募集のそれぞれに共通する様式

(ア) 東京都立中等教育学校及び東京都立中学校出願承認申請書（様式応1）

(イ) 志願者及び保護者を記載した住民票記載事項証明書（様式応2）（平成28年12月1日以降に区市町村長が発行したもの）

(ウ) 入学考査料 2,200円（所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付ける。）

(エ) 報告書（様式3）

イ 特別枠募集の出願に必要な書類（上記アの書類と合わせて提出する。）

(ア) 入学願書（様式1）

(イ) 志願理由書（参考様式1）

(ウ) 活動実績報告書（参考様式2）

(エ) 卓越した能力を証明する書類等

(オ) その他、志願先の都立中等教育学校及び都立中学校の校長が定めた書類等

ウ 一般枠募集の出願に必要な書類（上記アの書類と合わせて提出する。）

(ア) 入学願書（様式2）

(イ) その他、志願先の都立中等教育学校及び都立中学校の校長が定めた書類等

#### 三 その他

- (1) 応募資格の審査は志願校の校長が行い、出願を承認したときは入学願書を受理する。
- (2) 応募資格に違反し、又は事実と反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。

## 2 都外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者

### 一 応募資格

次の(1)及び(2)に該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程を平成29年3月に卒業又は修了する見込みの者
- (2) 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下「保護者」という。）と共に、平成29年4月の入学日までに都内に転入し、入学後も保護者と同居し、引き続き都内から通学することが確実な者。ただし、都立中等教育学校及び都立中学校へ入学手続をするため、一時的に都内に住所を有し、入学後再び都外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居する場合は、応募することはできない。

### 二 出願方法

#### (1) 提出期間

出願受付期間とする（出願受付期間に志願する都立中等教育学校及び都立中学校が指定する郵便局に必着するよう、郵送（郵便局留）による出願のみ）。

#### (2) 提出先

志願する都立中等教育学校及び都立中学校の校長（窓口へ直接の出願は認めない。）

#### (3) 出願に要する書類等

ア 特別枠募集、一般枠募集のそれぞれに共通する様式

(ア) 東京都立中等教育学校及び東京都立中学校出願承認申請書（様式応1）

(イ) 転居に関する申立書（様式応3）

(ウ) 転居を証明する書類

a 新たに都内に住居を持つ場合

当選通知書の写し（公共住宅）、確認済証（建築物）の写し、契約書の写し（売買、賃貸）、転居証明書（社宅等）等

b 既に都内に在住している親族等と同居する場合

親族等の住民票記載事項証明書（様式応2）（平成28年12月1日以降に区市町村長が発行したもの）及び同居同意書（様式任意）

(エ) 入学考査料 2,200円（所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付ける。）

(オ) 報告書（様式3）

イ 特別枠募集の出願に必要な書類（上記アの書類と合わせて提出する。）

(ア) 入学願書（様式1）

(イ) 志願理由書（参考様式1）

(ウ) 活動実績報告書（参考様式2）

(エ) 卓越した能力を証明する書類等

(オ) その他、志願先の都立中等教育学校及び都立中学校の校長が定めた書類等

ウ 一般枠募集の出願に必要な書類（上記アの書類と合わせて提出する。）

(ア) 入学願書（様式2）

(イ) その他、志願先の都立中等教育学校及び都立中学校の校長が定めた書類等

### 三 その他

- (1) 応募資格の審査は志願校の校長が行い、出願を承認したときは入学願書を受理する。
- (2) 応募資格に違反し、又は事実に反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。
- (3) 入学日に、入学した都立中等教育学校及び都立中学校の校長に住民票記載事項証明書（様式応2（申請した都内の住所に本人及び保護者が転居したことを確認できるもの））を提出する。

### 3 海外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者

#### 一 応募資格

次の(1)ア又はイのどちらかに該当し、かつ、(2)に該当する者

- (1) ア 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（以下「日本人学校」という。）の当該課程を平成29年3月に修了する見込みの者  
イ 平成29年3月31日までに、外国に所在する学校（以下「現地校」という。）において、日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成16年4月2日から平成17年4月1日までの間に出生した者
- (2) 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下「保護者」という。）と共に、平成29年4月の入学日までに都内に住所を有し、入学後も保護者と同居し、引き続き都内から通学することが確実な者。ただし、都立中等教育学校及び都立中学校へ入学手続をするため、一時的に都内に住所を有し、入学後再び都外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居する場合は、応募することはできない。  
なお、保護者については、以下の場合も含む。  
ア 保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により帰国できないときは、父又は母のどちらか一方が帰国すればよい。  
イ 特別の事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。）が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であること。

#### 二 出願方法

- (1) 提出期間  
出願受付期間とする（出願受付期間に志願する都立中等教育学校及び都立中学校が指定する郵便局に必着するよう、郵送（郵便局留）による出願のみ）。
- (2) 提出先  
志願する都立中等教育学校及び都立中学校の校長（窓口への直接の出願は認めない。）
- (3) 出願に要する書類等  
ア 特別枠募集、一般枠募集のそれぞれに共通する様式  
① 帰国に関する申立書（様式応4）  
② 転居を証明する書類  
a 新たに都内に住居を持つ場合  
当選通知書の写し（公共住宅）、確認済証（建築物）の写し、契約書の写し（売買、賃貸）、転居証明書（社宅等）等  
b 既に都内に在住している親族等と同居する場合  
親族等の住民票記載事項証明書（様式応2）（平成28年12月1日以降に区市町村長が発行したもの）及び同居同意書（様式任意）  
③ 入学考査料 2,200円（所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付ける。）  
④ 日本人学校の場合は、報告書（様式3）  
現地校の場合は、最終学校の成績証明書又はこれに代わるもの（日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込み又は修了したことが分かるもの）  
⑤ 前記一の(2)ア又はイに該当する場合は、保護者が帰国できない理由を証明する書類（勤務証明書等）  
⑥ 前記一の(2)イに該当する場合は、身元引受人承諾書（様式応5）  
イ 特別枠募集の出願に必要な書類（上記アの書類と合わせて提出する。）  
① 入学願書（様式1）  
② 志願理由書（参考様式1）  
③ 活動実績報告書（参考様式2）  
④ 卓越した能力を証明する書類等  
⑤ その他、志願先の都立中等教育学校及び都立中学校の校長が定めた書類等  
ウ 一般枠募集の出願に必要な書類（上記アの書類と合わせて提出する。）  
① 入学願書（様式2）  
② その他、志願先の都立中等教育学校及び都立中学校の校長が定めた書類等

#### 三 その他

- (1) 応募資格の審査は志願校の校長が行い、出願を承認したときは入学願書を受理する。
- (2) 応募資格に違反し、又は事実に反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。
- (3) 入学日に、入学した都立中等教育学校及び都立中学校の校長に住民票記載事項証明書（様式応2（申請した都内の住所に本人及び保護者が転居したことを確認できるもの））を提出する。  
なお、前記一の(2)イに該当する場合は、入学日に、本人及び身元引受人の住民票記載事項証明書を提出するとともに、1年以内に保護者が帰国した時点で、保護者の住民票記載事項証明書を提出する。

## 【海外帰国・在京外国人生徒枠募集】

### 1 都内在住者で都外の小学校等に在学している者

#### 一 応募資格

- (1) 日本国籍を有する者  
次のアからウまでの全てに該当する者  
ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程（以下「小学校」という。）を平成29年3月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者  
イ 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下「保護者」という。）に伴って海外に連続して2年以上在住した者（連続した2箇学年の課程を修了する見込みの者又は既に修了した者も含む。）で、入学日現在帰国後原則として2年以内の者  
ウ 保護者と共に都内に住所を有し、入学後も保護者と同居し、引き続き都内から通学することが確実な者
- (2) 外国籍を有する者  
次のア又はイのどちらかに該当し、かつ、ウに該当する者  
ア 小学校を平成29年3月に卒業する見込みの者で、入国後の在日期間が入学日現在原則として2年以内の者  
イ 平成29年3月31日までに、日本国内において、外国人学校の教育により日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成16年4月2日から平成17年4月1日までの間に出生した者  
ウ 保護者と共に都内に住所を有し、入学後も保護者と同居し、引き続き都内から通学することが確実な者

#### 二 出願方法

- (1) 提出期間  
出願受付期間とする（持参による窓口への出願のみ）。
- (2) 提出先  
立川国際中等教育学校長（郵送による出願は認めない。）
- (3) 出願に要する書類等  
ア 東京都立中等教育学校及び東京都立中学校出願承認申請書（様式応1）  
イ 志願者及び保護者を記載した住民票記載事項証明書（様式応2）（平成28年12月1日以降に区市町村長が発行したもの）  
ウ 入学願書（学校所定の様式）  
エ 入学考査料 2,200円（所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付ける。）  
オ 報告書（様式3）  
なお、外国籍を有する者のうち日本国内における外国人学校を修了する見込みの者又は既に修了した者は、最終学校の成績証明書又はこれに代わるもの（日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込み又は修了したことが分かるもの）  
カ 住民票記載事項証明書（様式応2）又は外国籍を有していることを証明する公的機関発行の書類（外国籍を有する者のみ）  
キ 前記一の(2)アに該当する場合は、入国後の在日期間が入学日現在2年以内であることを証明する公的機関発行の書類  
ク その他、立川国際中等教育学校長が定めた書類等

#### 三 その他

- (1) 応募資格の審査は立川国際中等教育学校長が行い、出願を承認したときは入学願書を受理する。
- (2) 応募資格に違反し、又は事実と反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。

## 2 都外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者

### 一 応募資格

- (1) 日本国籍を有する者  
次のアからウまでの全てに該当する者  
ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程（以下「小学校」という。）を平成29年3月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者  
イ 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下「保護者」という。）に伴って海外に連続して2年以上在住した者（連続した2箇学年の課程を修了する見込みの者又は既に修了した者も含む。）で、入学日現在帰国後原則として2年以内の者  
ウ 保護者と共に、平成29年4月の入学日までに都内に転入し、入学後も保護者と同居し、引き続き都内から通学することが確実な者。ただし、立川国際中等教育学校へ入学手続をするため、一時的に都内に住所を有し、入学後再び都外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居する場合は、応募することはできない。
- (2) 外国籍を有する者  
次のア又はイのどちらかに該当し、かつ、ウに該当する者  
ア 小学校を平成29年3月に卒業する見込みの者で、入国後の在日期間が入学日現在原則として2年以内の者  
イ 平成29年3月31日までに、日本国内において、外国人学校の教育により日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成16年4月2日から平成17年4月1日までの間に出生した者  
ウ 保護者と共に、平成29年4月の入学日までに都内に転入し、入学後も保護者と同居し、引き続き都内から通学することが確実な者。ただし、立川国際中等教育学校へ入学手続をするため、一時的に都内に住所を有し、入学後再び都外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居する場合は、応募することはできない。

### 二 出願方法

- (1) 提出期間  
出願受付期間とする（持参による窓口への出願のみ）。
- (2) 提出先  
立川国際中等教育学校長（郵送による出願は認めない。）
- (3) 出願に要する書類等  
ア 東京都立中等教育学校及び東京都立中学校出願承認申請書（様式応1）  
イ 転居に関する申立書（様式応3）  
ウ 転居を証明する書類  
（ア）新たに都内に住居を持つ場合  
当選通知書の写し（公共住宅）、確認済証（建築物）の写し、契約書の写し（売買、賃貸）、転居証明書（社宅等）等  
（イ）既に都内に在住している親族等と同居する場合  
親族等の住民票記載事項証明書（様式応2）（平成28年12月1日以降に区市町村長が発行したもの）及び同居同意書（様式任意）  
エ 入学願書（学校所定の様式）  
オ 入学考査料 2,200円（所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付ける。）  
カ 報告書（様式3）  
なお、外国籍を有する者のうち日本国内における外国人学校を修了する見込みの者又は既に修了した者は、最終学校の成績証明書又はこれに代わるもの（日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込み又は修了したことが分かるもの）  
キ 住民票記載事項証明書（様式応2）又は外国籍を有していることを証明する公的機関発行の書類（外国籍を有する者のみ）  
ク 前記一の(2)アに該当する場合は、入国後の在日期間が入学日現在2年以内であることを証明する公的機関発行の書類  
ケ その他、立川国際中等教育学校長が定めた書類等

### 三 その他

- (1) 応募資格の審査は立川国際中等教育学校長が行い、出願を承認したときは入学願書を受理する。
- (2) 応募資格に違反し、又は事実に反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。
- (3) 入学日に、立川国際中等教育学校長に住民票記載事項証明書（様式応2（申請した都内の住所に本人及び保護者が転居したことを確認できるもの））を提出する。

### 3 海外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者

#### 一 応募資格

- (1) 日本国籍を有する者  
次のア又はイのどちらかに該当し、かつ、ウ及びエに該当する者  
ア 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（以下「日本人学校」という。）の当該課程を平成29年3月に修了する見込みの者  
イ 平成29年3月31日までに、外国に所在する学校（以下「現地校」という。）において、日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成16年4月2日から平成17年4月1日までの間に出生した者  
ウ 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下「保護者」という。）に伴って海外に連続して2年以上在住している者（連続した2箇学年の課程を修了する見込みの者又は既に修了した者も含む。）  
エ 保護者と共に、平成29年4月の入学日までに都内に住所を有し、入学後も保護者と同居し、引き続き都内から通学することが確実な者。ただし、立川国際中等教育学校へ入学手続をするため、一時的に都内に住所を有し、入学後再び都外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居する場合は、応募することはできない。  
なお、保護者については、以下の場合も含む。  
(ア) 保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により帰国できないときは、父又は母のどちらか一方が帰国すればよい。  
(イ) 特別の事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。）が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であること。
- (2) 外国籍を有する者  
次のア及びイに該当する者  
ア 平成29年3月31日までに、現地校において、日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成16年4月2日から平成17年4月1日までの間に出生した者  
イ 保護者と共に、平成29年4月の入学日までに都内に転入し、入学後も保護者と同居し、引き続き都内から通学することが確実な者。ただし、立川国際中等教育学校へ入学手続をするため、一時的に都内に住所を有し、入学後再び都外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居する場合は、応募することはできない。

#### 二 出願方法

- (1) 提出期間  
出願受付期間とする（持参による窓口への出願のみ）。
- (2) 提出先  
立川国際中等教育学校長（郵送による出願は認めない。）
- (3) 出願に要する書類等  
ア 帰国に関する申立書（様式応4）  
イ 転居を証明する書類  
(ア) 新たに都内に住居を持つ場合  
当選通知書の写し（公共住宅）、確認済証（建築物）の写し、契約書の写し（売買、賃貸）、転居証明書（社宅等）等  
(イ) 既に都内に在住している親族等と同居する場合  
親族等の住民票記載事項証明書（様式応2）（平成28年12月1日以降に区市町村長が発行したもの）及び同居同意書（様式任意）  
ウ 入学願書（学校所定の様式）  
エ 入学考査料 2,200円（所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付ける。）  
オ 日本人学校の場合は、報告書（様式3）  
現地校の場合は、最終学校の成績証明書又はこれに代わるもの（日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込み又は修了したことが分かるもの）  
カ 住民票記載事項証明書（様式応2）又は外国籍を有していることを証明する公的機関発行の書類（外国籍を有する者のみ）  
キ 前記一の(1)エ(ア)又は(イ)に該当する場合は、保護者が帰国できない理由を証明する書類（勤務証明書等）  
ク 前記一の(1)エ(イ)に該当する場合は、身元引受人承諾書（様式応5）  
ケ その他、立川国際中等教育学校長が定めた書類等

#### 三 その他

- (1) 応募資格の審査は立川国際中等教育学校長が行い、出願を承認したときは入学願書を受理する。
- (2) 応募資格に違反し、又は事実と反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。
- (3) 入学日に、立川国際中等教育学校長に住民票記載事項証明書（様式応2（申請した都内の住所に本人及び保護者が転居したことを確認できるもの））を提出する。  
なお、前記一の(1)エ(イ)に該当する場合は、入学日に、本人及び身元引受人の住民票記載事項証明書を提出するとともに、1年以内に保護者が帰国した時点で、保護者の住民票記載事項証明書を提出する。